

隠岐の島町空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理について町及び所有者等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、防災及び良好な住環境の確保を行い、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 本町の区域内に存する常時無人の状態にある建築物及びこれに付随する工作物並びにその敷地をいう。

(2) 危険な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化若しくは自然災害等による空き家の倒壊又は空き家に用いられた建築材料の飛散若しくは剥落により、当該空き家の敷地外において人の生命、身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態

イ 空き家等への不特定の者の侵入により、犯罪、火災等を誘発するおそれのある状態

ウ 地盤の変質、樹木の繁茂等により、当該空き家等の周囲の生活環境の保全に著しく支障を及ぼしている状態

エ その他町民の安全と良好な住環境を著しく阻害するおそれがあると町長が認める状態

(3) 所有者等 所有者、占有者、相続人、納税義務者、財産管理人その他の空き家等を管理する者をいう。

(民事による解決との関係)

第3条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が危険な状態にあることにより害を被るおそれのある者との間で、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

(町の責務)

第4条 町長は、自治会、町内会その他の関係団体と連携し、空き家等の適正な管理に関する町民等の意識の啓発に努めるものとする。

2 町長は、所有者等に対し、空き家等の適正な管理に関する情報を提供し、又は相談に応じるなど、必要な支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態にならないよう適正に管理しなければならない。

(町民等による町への情報の提供)

第6条 町民等は、適正な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、その情報を町長に提供するものとする。

(調査等)

第7条 町長は、空き家等が危険な状態にあると疑うに足る事実があるとき、又は前条の規定により情報の提供があったときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に所有者等の情報その他必要な事項について調査をさせることができるとともに、当該空き家等の状態について、当該空き家の敷地に立ち入らせ、調査をさせることができる。

2 前項の規定する立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して、立入調査の趣旨及び内容を十分説明してから実施するものとする。ただし、所有者等を特定できない場合は、この限りではない。

3 前2項の規定に基づく立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 関係者は、第1項に基づく調査に協力しなければならない。

5 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第8条 町長は、前条の規定による調査により、当該空き家等が危険な状

態にあり、又は危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、危険な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第 9 条 町長は、当該空き家等の所有者等が前条の規定による指導に従わないときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて危険な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 10 条 町長は、当該空き家等の所有者等が前条の規定による勧告に従わないときは、当該空き家等の所有者等に対し、期限を定めて危険な状態を解消するため必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第 11 条 町長は、当該空き家等の所有者等が前条の規定による命令に従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 当該命令の対象となった空き家等の所在地

(3) 当該命令の内容

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第 12 条 町長は、第 10 条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより自ら当該空き家等の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者を

してこれをなさしめ、その費用を当該空き家等の所有者から徴収することができる。

(応急措置)

第 13 条 町長は、空き家等の老朽化等による倒壊等により人の生命、身体、財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫している場合、又は公共の福祉を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、その状態を回避するため、必要な措置を講ずることができる。

(助成)

第 14 条 町長は、空き家等の適正な管理が促進されるよう、空き家等の所有者等に対し、必要な助成を行うことができる。

(関係機関との連携)

第 15 条 町長は、第 1 条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該空き家等の存する区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。